

岩手県告示第961号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人ユリノキ会
  - (2) 代表者の氏名 新里耕一
  - (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市南仙北一丁目17番7号「共同作業所 コスモス」
- 3 定款に記載された目的 この法人は、精神に障害のある人（以下「障害者」という）及びその家族を支援するため、精神保健福祉に関する事業並びに障害者の就労、生活支援に関する事業を行い、もって地域社会での障害者に対する福祉の増進に寄与することを目的とする。